

就労移行支援では、利用者の特性に応じた実習先及び就労先の開拓、並びに、円滑な就労を実現することを目指して、近隣地域との新たなネットワークの構築に取り組んでおります。事例をとおして連携の実際をご紹介します。

事例1 障害者就業・生活支援センターとの連携

1 対象者プロフィール

男性。30歳代。障害原因：急性硬膜下血腫。障害：右上下肢麻痺、高次脳機能障害（記憶障害、遂行機能障害）。車椅子を使用、利き手交換の訓練済み。運輸関係での就労経験あり。

2 就労移行支援の実施状況

自立訓練（生活訓練）を受け、受傷後4年1ヶ月後より就労移行支援開始。就労移行支援開始後は、労働習慣（時間を守る・挨拶・チームワーク等）の定着、作業手順の理解・作業能力の向上を目指した支援をした。

郵便発送作業を通じた上記支援とあわせ、文章入力などの基本的な事務訓練も行った。当初は直前の作業手順を再現できない状態であったが、限られた範囲の作業を繰り返し実施することで正確に行うことが出来ることがわかり、一度定着した作業行程は日数が開いても定着しているため徐々に作業手順を広げることが出来た。しかし、作業速度は非常に遅く向上は望めなかったことから、一般就労はかなりの困難があると予想された。

3 障害者就業・生活支援センターとの連携

職業指導員、就労支援員が職場体験実習先の確保を行い、実習先における業務や職員とのマッチング支援を継続して実施した。その結果、実習先であった外食産業特例子会社のクリーニング事業所に採用となった。

採用にあたって、事業所の要望により、事業所のある地域の障害者就業・生活支援センター（以下 就業・生活支援センター）に登録を行った。

採用後、就業・生活支援センター職員は、定期的に事業所を訪問し、就業状況の確認をおこなった。事業所において高次脳機能障害への対応方法などの相談すべき課題があることがわかった。就業・生活支援センター職員からの依頼により、当センター職業指導員が事業所を訪問した。状況を確認し、当センターで実施している具体的な対応方法や指示方法を、事業所職員、及び就業・生活支援センター職員に説明した。その後も、ほぼ1ヶ月に1回のペースで就業・生活支援センター職員、事業所職員、当センター職員がミーティングを開催し情報共有を図った。

採用後半年を経過して、本人の就業状況が安定して来たため、家族支援も含めて就業・生活支援センターがすべての調整を行うこととした。

就業・生活支援センター職員は、定期的に事業所訪問等を継続し、就業状況や課題の把握に努めており、必要な場合には当センターに情報提供してもらう体制が継続している。

事業所サイドからの支援は、日中の就労場面での対応が中心となるため、生活面の安定や家族に対する支援まで行うことは困難である。就労の継続のためにはこの点の支援も欠かせないことから、就業・生活支援センターが継続して支援してくれることは、採用にあたる事業所の負担感、本人家族の不安感を軽減するものであり、大変重要な役割を果たしていただいていると事業所も評価をしている。

【参考】

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律

第5節 障害者就業・生活支援センター

(業務)

第34条 前条の指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。

二 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。

三 前2号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

○ 障害者就労・生活支援センターは、通称で「ナカポツセンター」とも呼ばれている。

例：「埼玉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会」

→ 「ナカポツ連絡協議会 Saitama」